

別府市空き家バンク実施要綱

制定 平成 27 年 7 月 27 日
別府市告示第 247 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日
別府市告示第 119 号
平成 29 年 2 月 7 日
別府市告示第 39 号
平成 29 年 5 月 31 日
別府市告示第 217 号
平成 31 年 4 月 4 日
別府市告示第 165 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家の情報を発信等し、本市に移住しようとする者等を支援することにより、本市への定住促進と空き家の有効活用を図り、もって地域活力の向上に資することを目的とする空き家バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住の用に供する目的で個人が所有する市内に存する一戸建て又は長屋建ての家屋（当該家屋の存する敷地を含む。）であって、現に居住の用に供していないこと又は居住の用に供しないこととなることが明らかなものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等の申込みを受けて、当該空き家に関する情報を公開する制度をいう。

(空き家の登録等)

第 3 条 空き家バンクによる空き家に関する情報の公開を希望する所有者

等は、別府市空き家バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申込みがあった場合は、その内容等を審査し、適当であると認めるときは、当該申込みに係る空き家を空き家バンク登録物件台帳（様式第2号。以下「物件台帳」という。）に登録し、別府市空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該申込みをした者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により物件台帳に登録したときは、当該登録をした空き家（以下「登録物件」という。）に関する情報をホームページ等において公表するものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、物件台帳への登録を認めないものとし、当該申込みをした者にその旨を通知するものとする。
 - (1) 申込みに係る家屋が空き家と認められないものであるとき。
 - (2) 申込みをした者が所有者等でないとき。
 - (3) 申込みに係る空き家が老朽化等により居住の用に耐えないものであるとき。
 - (4) 申込みに係る空き家の売却又は賃貸を第三者に依頼しているとき。ただし、当該依頼が、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下この号において同じ。）との媒介の契約（他の宅地建物取引業者に重ねて媒介又は代理を依頼することを禁ずるものに限る。）によるときは、この限りでない。
 - (5) その他市長が物件台帳への登録を不相当と認めるとき。

（登録事項の変更）

第4条 登録物件の所有者等は、登録事項に変更があったときは、別府市空き家バンク登録事項変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第5条 登録物件の所有者等は、物件台帳の登録を抹消しようとするとき、登録物件の売却若しくは賃貸の契約が成立したとき又は登録物件の所有

者等でなくなったときは、別府市空き家バンク登録抹消届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録物件又は登録物件の所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、物件台帳の登録を抹消するものとする。この場合において、市長は、第1号に該当するときは除き、別府市空き家バンク登録抹消通知書（様式第6号）により当該登録物件の所有者等に通知するものとする。

(1) 前項の規定による届出があったとき。

(2) 第3条第4項各号のいずれかに該当するとき。

(3) その他市長が物件台帳の登録を抹消する必要があると認めるとき。
（空き家バンクの利用等）

第6条 空き家バンクを利用し、登録物件の見学又は登録物件の所有者等との売買若しくは賃貸借に関する交渉等を希望する者（以下「利用者」という。）は、別府市空き家バンク利用申込書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、登録物件の所有者等と利用者との間の連絡の調整等を行うものとする。

（交渉等への関与）

第7条 市長は、登録物件の所有者等と利用者との間において行われる交渉、契約その他これに準ずる行為については、関与しない。

（個人情報保護）

第8条 登録物件の所有者等及び利用者は、空き家バンクの利用上知り得た個人情報をその目的以外の目的に利用してはならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成27年7月27日告示第247号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第119号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月7日告示第39号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 31 日告示第 217 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 4 日告示第 165 号）

この要綱は、告示の日から施行する・